

令和4年度第2回 子ども・子育て支援会議
議事録

日 時 令和4年10月12日（水）午後6時30分～午後8時45分

場 所 日野市役所5階505会議

出席者 委 員 曾我部委員 佐藤委員 池田委員 名取委員 大村委員
太田委員 田原委員 大久保委員 佐々木委員 土屋（早）委員
青嶋委員 藤波委員 田中委員 小瀬委員 小陳委員
大西委員 中田委員 村田委員

事務局 飯倉子育て課長 滝瀬子育て課係長 篠野子育て課係長 加藤子育て課主任 佐々木保育課長 正井子ども家庭支援センター長 熊澤子ども家庭支援センター主幹 三輪子ども家庭支援センター課長補佐 藤井子ども家庭支援センター係長 萩原発達・教育支援課長

欠席者 原嶋委員 土屋（和）委員

傍聴者 なし

（開 会）

会 長

ただいまより、令和4年度第2回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。本日の委員会の出席状況、会議の傍聴の希望の報告等を事務局からお願いします。

事務局

本日は原嶋委員、土屋和子委員、2名の方から欠席の連絡をいただいています。また、小瀬委員は遅れての出席との連絡をいただいています。現時点で出席者は17名で、過半数を超えていることをご報告します。なお、本日は傍聴の希望はございません。

会 長

過半数の出席を満たしていますので、本日の会議は成立、傍聴の希望はなしですので、次第に沿って会議を進めていきます。

本日は2回目の委員会ですが、審議事項のひのっすくすくプランの実績・評価・課題等が本日の議論の中心になるかと思います。また、報告事項の(仮称)子ども包括支援センターの進捗状況ですが、今後注目されていく事業であり、個人的にも非常に注目しているところですので。こうしたことが今回の会議で出てきますので、話し合いのプロセスも成果も大事なところではありますが、こうした大きな事業を話すときは他人事になりがちですので、自分の事として話し合うことが非常に大事になってくるかと思います。そうすることで議論がかなり生産的になるとと思いますので、ぜひ皆さんにご協力いただいて、進めていきたいと思っています。

では配付資料の説明等を、事務局からお願いします。

事務局

まず事前配布資料ですが、「資料1、新ひのっすくすくプラン第2期日野市子ども・子育て支援事業計画、162事業の令和3年度の実績評価および令和4年度の取り組みについて」、「資料2-1、(仮称)子ども包括支援センター進捗について」、「資料2-2、(仮称)子ども包括支援センターみらいくたより第1号」、「資料3、平山小学童クラブ、四小あおぞら学童クラブ運營業務委託の選定結果および今後の予定について」の以上4点です。

続いて本日の配布資料は、「資料4、私立幼稚園の新制度園化について」と、参考資料として「2022 手をつなごう・こどもまつり」の開催チラシと、後ほど説明させていただく家庭支援センターからの資料3点、以上になります。

会 長

では審議事項1、新ひのっすくすくプラン、第2期日野市子ども・子育て支援事業計画の令和3年度の実績評価および、令和4年度の取り組みについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料1をご覧ください。こちらはプランの第4章に記載している162事業の令和3年度の実績評価および令和4年度の取り組みに対して、各担当課による評価を一覧にまとめたものになります。第1回の支援会議では、子ども・子育て支援法に規定されている事業、プランでは第5章・第6章に記載がある教育・保育・地域・子ども・子育て支援事業

について説明をいたしました。これとは別に、国の指針に基づく点検評価の対象ではありませんが、次世代育成支援対策推進法に基づく市全体の子育てに関連する企画がどのように取り組まれているのか、各事業についても確認いただくという趣旨で審議いただくものです。令和3年度の実績評価ですが、事業の遂行状況に応じて、AからCまでの3段階評価に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響で未実施等だった事業については、評価の対象外Dとして、各担当課にて評価を行っています。順調に遂行のA評価が101事業、概ね順調のB評価が56事業、順調ではないのC評価が3事業、評価対象外のD評価が11事業でした。合計すると162事業を超えますが、これは1つの事業について複数の課がそれぞれ事業を実施の場合に、各課で評価をつけたことによるものです。本日は子ども部関連の事業について、課ごとに抜粋して説明させていただきます。

また今回初めてですが、事業評価において、子どもの意見・声を反映させる取り組みを行っているか、という項目を設けました。令和4年6月に成立、令和5年4月より施行される子ども基本法の基本理念には、全ての子どもについて年齢および発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されることと謳われています。また、日野市子ども条例においても、子どもに関わる施策や施設の運営に関して、子どもの意見を表明する機会や場の確保に取り組むこととされています。子どもの意見表明について、まずは現状の把握を行い今後の取り組みを促していきたいという考えから、今回の実績評価と合わせて各担当課の取り組みについて確認をしたものです。

162事業のうち、事業に子どもの意見を反映させる取り組みを行っている、または行う予定という回答は22事業でした。そのうち10事業が子ども部、8事業が教育部、その他の担当事業が4事業です。元々子ども部の事業がプランには細かく掲載されているので、事業数としては子ども部が多くなっているものです。また、子ども部の10事業の内、半分の5事業が児童館事業でした。こちらは子どもが主役の施設である児童館の特色が表れているものと考えています。

子どもの意見表明の手法としては、対象となる子どもにアンケートを行い、その意見を反映させているというものが半数程度、その他直接子どもの意見を聞く機会を設けている、また子どもが実行委員としてイベントの企画・運営を行ったりしているという事例がありました。この後、児童館事業の説明で具体的な事例なども一部紹介させていただきたいと思います。

続いて、子ども部の関連事業について、課ごとに順次抜粋して説明いたします。まず子育て課の担当事業についてです。令和3年度についても、令和2年度に続き新型コロナウイルス感染症の影響があり、対策を行いながら子どもの居場所の確保や手当の支給など、子どもや子育て世帯の日々の暮らしを守る事業を行ってきました。一部中止や縮小となった事業もありますが、新たな手法の検討も含めて、令和4年度の再開に向けて準備を進めていったところです。いくつか紹介させていただきます。

まずは、事業番号7、学童クラブ放課後児童健全育成事業です。感染対策を徹底しながら、学童クラブを必要とする児童の居場所確保に努めています。社会情勢の変化に加え、令和2年度、3年度は放課後子ども教室ひのちが休止・縮小した影響もあり、学童クラブの登録者は増加傾向です。入所希望児童の増加見込み量を考慮しながら、順次施設の整備を行っています。令和4年4月から、豊田小学校については東校舎の建て替えに合わせて学童クラブを増設し、豊田小すみれ学童クラブの運営を開始しました。また七小では、七小学童クラブの建て替えを予定しており、現在仮設の施設を設置して運営をしています。七小の学童クラブについては、建て替え終了後、予定では令和6年度から、新施設での運営開始を予定しています。このような施設整備の準備を令和3年度に行い、令和4年4月からスタートさせています。

また、民間活力の導入も進めており、令和3年度は一小学童クラブ及び滝合小たけのこ学童クラブの運営委託を開始しています。これにより平日は午後7時まで、土日も午前8時から午後7時までの育成時間の拡大をしています。令和4年度も同様に、新設の豊田小すみれ学童クラブ、また七生緑小学童クラブの運営委託を開始しています。現在、令和5年度より運営委託を予定している四小あおぞら学童クラブ及び平山小学童クラブについては、事務を進めているところです。こちらについては後ほどの報告で、進捗の状況を説明させていただきます。

次に、事業番号26、児童館です。コロナ禍においても、児童館が居場所としての機能を変わず果たし続けている中で、児童館の持っている地域の繋がりを繋ぐ機能やセーフティネットとしての機能も、改めて認識されたのかなと思っています。例えば児童館を利用する子どもの保護者からの声で立ち上がった「おさがりイベント」では、衣類やおもちゃなどのおさがりを回して、地域みんなで子育てを支える取り組みとして、令和3年度日野市の環境マネジメントシステムひのエコで優れた取り組みとして表彰されました。

また令和3年7月から、基幹型児童館を中心に、フードパントリーを設置しています。地域の身近な公共施設として食材の提供をきっかけに、生活に困りごとを抱えた子育て世帯に対し、相談や必要な支援に繋げるという役割が期待されているところです。また児童館以外のフードパントリーのPRも積極的に行っており、児童館の利用者から、困った時には頼れる場所があるということがわかったというような声もいただいています。

ここで、先ほどお伝えした、児童館における子どもの意見・声を反映させる取り組みについて紹介させていただきます。大きく3点あり、まず1点目が意見ボックスの設置です。児童館によって、リクエストボックスとか、何とか児童館ポストとか名称は違いますが、子どもたちが気軽に意見を出せる環境作りをしています。また、もらった意見については、職員が受け止めて実現に繋げています。多い児童館では年間100件ほどリクエストが入りますが、全てに返事を書いて、館内での掲示やお便りに載せたりといった対応をしています。リクエストが実現した例では、イラストのコンテストやドッジボール大会、クリスマスパーティーをやりたい、自由に工作をしたいなど実現できるものについては実現を

し、みんなで踊りたいというようなものについては、子どもたち自身がダンスクラブを立ち上げるための支援をしています。また、野球盤で遊びたいというリクエストなどには、可能な範囲にはなりますが、実際に購入する物品の中に子どもの声を反映させて選択をするということもしています。自由に記載して気軽にボックスに入れられますので、始めた当初にはお金やお菓子がほしいなど、いたずらのようなものもよく入っていたのですが、職員がもらった意見に対しきちんと向き合い、実現させたり、実現ができないものもなぜできないのかということを中心にきちんと回答したりする中で、徐々にいたずらのようなものは減り、子どもたち自身やりたいことがあればリクエストをして実現に繋げるという使い方になっています。

また2点目としては、イベントの実施が挙げられます。子ども自身が実行委員としてイベントの企画・運営を担い、大人はそのアイデアを実現できるようサポートに回るという活動をしています。定例のイベントの他、子どもたち自身のリクエストによって実現・実施するイベントについても同様に、子どもたち自身が企画・運営を行います。

また3点目ですが、児童館の運営について、各児童館が地域の関係者からご意見をいただく運営協議会というのを設置していますが、利用者である子ども自身が意見を表明する場にならないかという取り組みを始めました。実際の会議はこれから開催ですが、5つの児童館の運営協議会に高校生がメンバーとして入り、1つの児童館では、小学生・中学生・高校生からなる子ども会議を設定して、それを昼間に開催し、夜に開催する運営協議会へは小・中学生は出席せず代表で高校生がその意見を持って参加するという試みです。まだ始まったばかりでこれから育てていくところですが、紹介させていただきました。引き続き児童館専門職の力を生かして、子どもの声を聞きながら子どもの居場所をしっかりと支えていきたいと思えます。

次に事業番号 27、放課後子ども教室ひのっちです。コロナ禍初期の学校休校等による休止を経て、令和2年8月から放課後の居場所を必要とする児童を対象を絞った「新たな放課後子ども教室」として令和3年度まで事業を行いました。コロナ前の令和元年度には、市内全児童の内、ひのっち利用登録者の割合は96%を超えていましたが、令和2年度は11%程度、令和3年度は20%程度でした。令和4年度4月から、従来の対象を絞らないひのっちを再開し、9月1日の時点で登録率が50%を越え、徐々に戻ってきているところです。

続いて事業番号 29、スーパーひのっち・なつひの全校実施です。これはひのっちの特別版として、夏休みの一定期間、1日を通して実施するものです。令和4年度は、7月下旬に7日間、市内全17校で実施しました。日頃から従事いただいている地域の方々に加え、夏休みなら参加できるという高校生や大学生にも見守りに参加をしてもらったことにより、全17校での実施が初めて実現できました。かつてひのっちを自分が利用して楽しかったので今度は子どもたちに楽しんでもらう担い手になりたいと参加してくれた高校生や、子どもに関わる機会がなかなか持てないので、こうした機会に経験をしたいという実践女子大学の学生さんなどに協力していただきました。なつひのについては、従事さ

れる方の確保や、大変暑い季節ですので過ごし方の工夫等を行いながら、引き続き子ども達の夏休みの居場所の1つとなれるように取り組んでいきます。

続いて、事業番号 28、駅前ミニ子育て応援施設モグモグについて資料の修正があります。令和3年度の事業紹介欄、子育てカフェの開設日数と延べ来場者数の記載ですが、開設日数は231日、延べ来場者数は4,826人に修正させていただきます。また、児童育成（夜間）の項目は令和2年度をもって終了した事業の記録を誤って掲載したため削除をお願いします。

続いて、事業番号135、手をつなごう・こどもまつりです。こちらは市内で子どもに関わる様々な活動をしている団体が集まり、年に一度開催しているものです。台風・新型コロナウイルスの影響で中止が続いていましたが、令和3年度は実践女子大学の学生さんに協力いただき、各団体の活動の周知や子どもたちへのメッセージを伝える広報紙の作成・配付を行いました。令和4年度は4年ぶりに開催予定でして、お時間ありましたら、ぜひご参加ください。

続いて事業番号161、子ども条例の推進です。令和3年度は本会議において、子ども条例委員会のあり方を検討いただき、子どもの権利について改めて共有をさせていただきました。日野市子ども条例の日である7月1日を中心に、市役所でのパネル展の開催、市のホームページやLINE、子育て課 Twitter での発信、また子どもに関わる職員や事業所の方への周知、教育委員会にも協力をいただき各学校にも周知をお願いしました。令和4年度も同様に周知に努め、パネル展の開催を市役所の他、七生支所やカワセミハウスでも実施しました。また、今後改定される市の子育て情報のハンドブックに子ども条例の紹介を掲載できるよう準備をしています。権利が侵害されている状態が当たり前とならないよう、子どもの権利を明記した日野市子ども条例の周知に、今後も努めていきます。子ども条例委員会のあり方については、今年度の本会議にて方向性を示していければと思っていますので、引き続きご意見等いただきますよう、お願い申し上げます。

以上、子育て課の事業実績、令和4年度の取り組みです。

事務局

保育課からの報告についてです。まず多様な保育の場作りについて、保育園、認定こども園、小規模等を含め保育の量についてはしっかり確保していますが、待機児童については令和3年4月1日現在で35名、令和4年4月1日現在で16名と、まだ待機児童が出ている状況があります。ただ、待機児童がいる一方で、課題としても挙げていますが、定員割れをしているような施設や0歳児では待機児童がいるが空きの施設があったりという状況も出ています。そうしたミスマッチをできるだけ解消し、待機児童ゼロに向けての取り組みを進めていきたいと考えています。

事業番号6、幼児園の活動についてですが、第七幼稚園とあさひがおか保育園では、隣

接していることから一緒に交流をしながら活動を行っているのですが、令和3年度、4年度と新型コロナの感染がまだ広がっている状況において、十分な交流活動が現状できていないということから、評価をDとしたものです。

事業番号 11、病児・病後児保育ですが、高齢施設を併設しているところが1つあり、新型コロナ感染拡大を踏まえ令和2年度は一時休園等もありましたが、令和3年度は実施しました。ただコロナかどうかわからないお子さんも多く、なかなかお預かりができないという状況もあり、利用者の数は少し減少している状況です。

事業番号 18、民間事業者の活力の導入ですが、令和3年度はたまだら保育園で民営化を令和4年4月1日から行うにあたり、合同保育を行いながらスムーズな民間への移行に取り組んできました。その成果もあり、令和4年の民営化以降、特に保護者の方からのご意見等はこちらには届いていません。

事業番号 19、保育の質の向上に向けた取り組みですが、まず民間保育園における第三者評価の導入について、3年に一度、各園で取り組んでいただいています。また令和5年度以降、公立保育園での実施に向けて現在検討を進めているところです。

事業番号 21、保育士の研修・交流等については、新型コロナウイルス感染拡大の状況から中々受け入れができないという状況が続いています。ただ、令和4年度は、子どもたちと接しない形で、何らかの形で受け入れられないかと検討し少しずつ枠を広げている状況です。

事業番号 23、巡回指導ですが、令和2年度に巡回指導等を行うための指導要綱を制定し、3年度から本格的に取り組んでいく考えでしたが、新型コロナウイルス感染の影響でなかなか園の中に入っての指導等ができないという状況があり、令和3年度は主に書類等の検査を中心に行いました。令和4年度は、市内の全ての民間保育園を一度は回ろうと順番に取り組んでいるところですが、一時期また感染状況が拡大したこともあり達成できない可能性もありますが、少しずつ増やしながら対応している状況です。

利用者のお子さんや保護者の方に対する取り組みについては今まで通り行っていますが、対外的な取り組みなどはやはり新型コロナウイルスの影響で、実施できていない事業も少しあります。ワクチンを打つことができない未就学児をお預かりしているので、対外的な方を園の中に入れていくというのがなかなかできないという状況をご理解いただきながら、事業を実施している状況です。保育課の主な取り組みは以上です。

事務局

続いて、子ども家庭支援センターの主な事業についてご説明します。事業番号 13、トワイライトステイ事業ですが、新型コロナウイルスの影響でテレワークが増えるなど保護者の勤務形態の変化等もあり、令和2年度はかなり減少しましたが、令和3年度は若干増加の方に転じています。トワイライトステイ事業については、令和3年度までは児童の

年齢が小学校3年生まででしたが、市民からの要望や近隣市の状況なども鑑み、令和4年度から小学校6年生まで対象を広げています。

事業番号 14、ショートステイ事業は、家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業です。他の事業が新型コロナウイルスの影響を受け減少気味であるのに対し、ショートステイ事業の利用者は令和2年度も増えましたが、3年度はさらに増加しています。増加の主な理由としては、児童相談所で措置や一時保護された児童が家庭復帰をするのですが、復帰後も養育の困難な状況が続き、定期的にショートステイを利用することでなんとか家庭で養育ができているというような家庭が多いことがまずあります。それからやはりコロナ禍において、ストレス等により養育困難な家庭が増えているということも考えられます。ショートステイ事業は立川市にある至誠学舎立川に委託しており、立川市と至誠学舎立川と日野市で三者協定を結んでいることから、1日に利用できる子どもの人数が6人までになっています。日野市と立川市で各3人で利用していたのですが、立川市も令和3年度の利用者が543人と日野市以上に利用者が非常に多かったことにより、希望の日に利用できないこともありました。その辺りを解消するために、令和4年度からは都の養育家庭として登録している市内の2家庭と委託契約を結んで、ショートステイ事業をやっています。

事業番号 25、子育てひろばは、乳幼児と保護者が気軽に集い語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係作りと相談体制を充実させ、親子が安心安全に過ごせる場を提供する事業として、市内に20ヶ所設置しています。また、出張ひろばというのにも別に1つあります。コロナ禍において、感染症対策を徹底したうえで基本的に予約制・入れ替え制を継続して実施しています。親子の孤立化を予防するという観点からも、ひろばの重要性はますます増していると考えています。利用者は微増していますが、特筆すべきは相談件数の伸びです。コロナ禍の中で、相談しやすく安心できる親子の居場所としてはひろばの必要性がますます高まっているのではないかと考えています。

事業番号 36、乳幼児健康相談事業は、生活・保健センターや市内の児童館で、妊娠や出産に関する疑問や不安、育児全般に関する気がかり、子育てを巡る親自身の不安や悩みなどについて、子ども家庭支援センターの保健師、健康課の栄養士・歯科衛生士による個別相談支援を実施しているものです。令和3年度はオンラインも一部併用して実施し、令和2年度より実績の参加人数は増加しました。令和4年度は児童館の会場を5ヶ所から9ヶ所に増やして、地域で気軽に相談できる環境を整え、さらなる充実を図っています。

事業番号 71、妊産婦サポート事業は、親族等の支援が受けられない産前産後の妊産婦がいる家庭に対し、育児家事訪問支援員を派遣して、安心して親子関係を築き、育児ができるよう支援をする事業です。令和2年度の延べ訪問日数 320 日に対し、3年度は 957 日、延べ訪問時間数が 695 時間から 3年度は 1,652 時間、というようになり増加しています。これは令和3年4月より、対象児童の年齢を産後3ヶ月までとしていたものを産後1年間に、利用限度時間を 24 時間から 60 時間まで拡充し、さらに国の交付金を利用

して最初の利用6時間までを無料とするという促進事業を令和3年度のみ行い、実態に即したサービスの充実を図ったことで増加したものと考えています。

事業番号80、子育て情報発信の充実ですが、市では子育てに関わる様々な情報を、ホームページ、子育て情報サイト、子育て情報冊子知っ得ハンドブック、子ども家庭支援センターだよりなど様々な方法で発信し、子育て家庭や子育てに関わる機関へ支援者等の育児情報収集、サービス利用に役立てていただいています。令和3年度の実績は記載の通りですが、ぽけとなびについては令和3年4月にリニューアルを行いアプリ化しました。平成27年度からぽけとなびはウェブサイトとして開始しているのですが、一時期1ヶ月のアクセス数が2万台まで落ちたのが現在非常に伸びています。直近ですと8月末には16万台、9月末にも13万台とかなり利用いただいております。アプリ化が非常に大きかったかなと思います。

事業番号81、児童虐待への対応ですが、児童虐待は全国でも増加の一途をたどっており、日野市でも同様な状況です。令和2年度の全体の相談受理件数が1,087件で、そのうち虐待件数が378件、また、ケースワーカーが電話、訪問、面接等を行った実数が35,199件です。令和3年度は全体の相談受理件数が1,801件、そのうち虐待件数が731件、電話、訪問、面接等の数が38,060件と、全ての数字で過去最多となっています。令和4年度も9月までの半年で429件の児童虐待事件数となっており、このまま行くと年間で850件を超えるような勢いになっています。また虐待の内容も複雑かつ重篤化しており、一時保護の事例等も非常に増えており、特に令和3年度は一時保護が多かったです。

事業番号82、児童虐待防止の啓発ですが、令和2年度に当課の職員の作・演出・出演で完全に手作りで作成した児童虐待防止動画を、市内の小学校4年生を対象に出前授業を実施しました。令和3年度は5校で実施し、令和4年度に残りの12校で実施予定です。また児童虐待防止講演会について今年度実施しますので、後ほどご紹介しますがぜひご覧いただければと思います。

事業番号86、養育家庭啓発活動ですが、養育家庭とは、様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を養子縁組を目的とせず、家庭的環境の中で養育し、児童の健やかな成長を図る事業です。子ども家庭支援センターでは、事業の主体である児童相談所と協力して、養育家庭普及月間の10月に養育家庭体験発表会を共同で開催し、市民への理解と協力を求めているところです。令和2年度は密を避けるため別の形での実施となりましたが、令和3年度は例年通りひの煉瓦ホールにて体験発表会を実施しました。令和4年度も行いますので、そちらもぜひおいでいただければと思います。

事業番号No.126、(仮称)子ども包括支援センターの設置については、ご承知の方も多いかと思いますが、開設予定が令和4年度末から5年度末と、約1年延期になりました。設置に向けて様々な取り組みを行っているところですが、中学校卒業後の支援についてご説明します。中学校卒業後の支援については基本計画にある5つの政策の1つであり、令和3年度は居場所部会、学習進路部会、相談支援部会、ネットワーク部会と4つの部会

に分けて、部会ごとに具体的な事業で話し合いを行いました。また、当事者の話を聞こうと、直接中学校の在校生にインタビューを行い、また先進事例の視察にも行っています。先ほどの子育て課からの説明にもありましたが、やはり直接子どもの意見・声を聞くということを実践しているところです。令和4年度は3部会で検討しているところです。4年度以降の取り組みについては、後ほどの報告事項で説明します。

最後に、162事業には入っていないのですが、子ども家庭支援センターでは、育児中の保護者の孤立化を防ぐ支援をするという目的で産後家庭向け配食サービス事業や、多胎児家庭への支援を充実させる多胎児家庭サポーター助成事業などを新たに実施して、子育て支援の充実を図っているところです。子ども家庭支援センターの主な事業についての説明は以上です。

事務局

続いて、発達・教育支援課の主な事業についてご説明します。事業番号38、相談支援事業ですが、これがエールの中核となる事業です。0歳から18歳までの発達面・行動面・学校生活面において、支援を必要とするお子様の育ちに不安のある保護者・関係機関からの相談を実施しています。相談の種類も一般相談、発達相談から教育相談、医療相談まで、様々なものを行っています。令和3年度の実績ですが、初回相談枠をあらかじめ設定し、増加する相談件数にあっても相談までの日数の長期化を防いでいます。相談件数については、新型コロナウイルスの影響で令和2年の5月に1ヶ月ほど施設の相談業務を止めましたが、それ以降は感染対策として毎回の部屋の消毒や、Zoomを利用した相談なども行い、事業を継続してきました。そうしたなかで、やはり相談が年々増えている状況があり、初回相談をお受けするまでにどうしても日数がかかっていることが課題になっています。これは現在も継続して改善に取り組んでいるところですが、まず初回相談の枠をしっかりと取って、お待たせすることをなるべく防げるよう取り組みを行っています。

事業番号103、スクールソーシャルワーカーですが、令和3年度末までにスクールソーシャルワーカーを6人雇用して対応をしています。また、スクールソーシャルワーカーは、普段1人で担当校に出向くことが多いのですが、1人でいろいろな問題を抱えてしまうと、スクールソーシャルワーカーの精神的な負担も大きくなります。そこで年間12回のスーパーバイズを行い、様々な面接技法やDV母子への対応など、事例検討等を行い、技術の向上を図っています。これは令和4年度も継続して行っています。

事業番号107、学校派遣心理士です。学校にはスクールカウンセラーがおりますが、エールからも学校派遣心理士の派遣し、必要な部分、足りない部分を補うことを行っています。市内小学校17校と、中学校5校に派遣し、児童・生徒・保護者の相談を受けています。相談件数は884件で、心理発達検査実施数は65件です。学校派遣心理士については、都のスクールカウンセラーとは違い発達検査をすることができることになっていますの

で、学校からの要請で可能な範囲で発達検査を行っている状況です。相談や検査の依頼が増えていますので、優先順位の付け方や相談検査の運用の仕方などを検討しながら、また学校派遣心理士の意見や学校の意見も聞きながら、適切に対応ができ漏れがないようにしていきたいと取り組んでいるところです。発達・教育支援課からは以上です。

会長

それでは委員のみなさんから、ご質問・ご意見をいただきたいと思います。

委員

事業への子どもの意見の反映についての質問です。1点目は事業番号50、51に関するところです。50番の自然体験ひろば、51番のプレーパークについて、両方とも子どもの意見の反映の欄が×になっていますが、本当に無かったのでしょうか。こうした子どもの遊び場、子どもの体験活動に関する活動・団体であれば、何かしら子どもたちと活動する中での意見や反応、心情を何かしら反映しながら活動しているのだらうと思います。この事業に子どもの意見を反映させる取り組みを行っていますかという評価は、何をもって評価しているのか基準をお伺いします。

2点目は、事業番号53、中高生の居場所作り、児童館に関することです。こちらについては子どもの声の反映については○で、中高生が自主的に活動できるよう、活動機会の創出に取り組んでいるとあります。先ほど事務局からも児童館の取り組みをいくつか挙げられており、子どもの意見の反映として大変特筆すべき取り組みだと思います。こちらの事業について、中高生が自主的に活動できるよう活動機会の創出に取り組んでいるとありますが、具体的にどのような取り組みをされているのかお伺いします。

事務局

まず1点目、事業番号50、51番の自然体験広場およびプレーパークについて、子どもの意見を反映させる取り組みが×になっているという点です。今回こちらの事業に子どもの意見を反映させる取り組みを行っているか○×をつけることについては、それぞれの担当課に託したところがあり、その中身を事務局で検証をしてこれは○ではないのか×ではないのかということはありません。この事業については子育て課が担当課ですが、まずプレーパークについては委員のご指摘のとおり、現場で実施している団体等はかなり子どもの意見を聞いていると思います。今回担当課目線ですべてつけてしまったところがありますので、ここは×となっていますが今後は担当部署がプレーパークの視

察なども行う中で、現場の声を聞いて適切につけるようにしたいと思います。今回は担当課である子育て課としては子どもの意見を聞いていなかったということで×にしています。自然体験広場についても同様で、担当課の目線だと、事業後のアンケートなどをとっていることでもあります。それをうまく反映できていないということで×をつけた次第です。このあたりの○×のつけ方については、今後どのような観点でつけていくのか整理が必要だと反省しています。

2点目は事業番号53、中高生の居場所作り、児童館の取り組みで、子どもの意見を聞く取り組みについて中高生の場合にはどのようなものがあるかというご質問です。中高生については、まず運営協議会に高校生が入っていますので、これから意見が出てくるのかなと楽しみにしているところです。また、先ほど子どもたちの声で様々なイベントが実現しているとお話しましたが、ある児童館では小学生を対象にクリスマスパーティーを企画していたところ、その噂を聞きつけた中高生が私たちもやりたいと声を上げ、これは中高生らしいと思うのですが、彼氏・彼女がいないクリスマスを盛り上げようというテーマで自分たちで企画してクリスマスパーティーをやったそうです。またダンスがやりたい子ども達でダンスクラブを作ったのにも中高生が絡んでいると聞いていますし、中高生が自分たちでキャンプの企画を作ったという話も聞いています。今後、運営協議会の方で児童館全体の運営に関わる子ども達からの意見も期待しているところですので、また来年度ご紹介できればと思います。

委員

3点質問させていただきます。保育課の事業番号1、保育園について、今現在の待機児童16名で0歳児が主だということですが、それでも定員割れしている園もあるので mismatches の解消につとめるということですが、その mismatches をどのような形で解消していくのか、具体的なプランがあればお聞かせください。

次に事業番号6、幼稚園についてですが、個人的にここに通っていたので幼稚園の取り組みは理解しているつもりなのですが、当初からあさひがおか保育園と第七幼稚園で合同での幼稚園という取り組みをされていましたが、かなり長い間その2園だけで、今後増えていく可能性があるのか、将来性についてお聞かせください。

次に民間活力導入の推進について、たまだいらが令和4年4月1日からとお話がありましたが、保育園の民営化についてもどのような状況になっているのか、市内の公立保育園の民営化が今後どのような形になっていくのかプランがあればお聞かせください。

事務局

まず1点目が mismatches の解消について具体的な取り組みがあるかということですが、

事業番号 41 で、多様化する保育ニーズに応じて相談事業やわかりやすい情報提供等を行っていくために、保育課に 3 名の保育コンシェルジュを配置しています。昨日から令和 5 年度の保育園の申し込みが始まりましたが、相談の方もたくさん来られます。できるだけ多く希望を出すことで入れる可能性が高くなるということをお伝えして、園の場所などを詳しく説明して通えるところかどうか、入れるところを見つけ出せるようご案内しながら、希望の枠を増やしていただくという取り組みをしています。

2 点目の幼稚園についてですが、平成 17 年に始まって、この 2 園だけで取り組みを行っている現状です。幼稚園と保育園が隣接しているような場所があまり無いということもあり、新たに同じような幼稚園の取り組みをとるよりも、今後は幼稚園・保育園・小学校が連携して育っていくような取り組みを教育委員会と一緒に検討していくことを考えています。今年度 11 月、12 月頃に、あり方検討委員会ということで教育委員会が主体となって検討を行っていくところですので、詳しい内容についてはこれからの検討で情報が入り次第、ご提供していきたいと思えます。

3 点目の民間保育園への移行についてですが、現在 9 園の公立保育園が運営を行っています。そのうち南平と新井の 2 つの園が、都営住宅の建て替えで近い将来取り壊しをしなければならない状況であり、まだ 5、6 年ぐらい先ですがそれに向けて何かしら検討をしなければなりません。また、みさわ保育園については、令和 2 年度に民営化を進めていくという周知を行いました。手を挙げる事業者がどの程度あるか事前調査したところ、4 つぐらいあれば民営化も進めていけるかと考えていたのですが、実際そこまで至らなかったということもあり、現在みさわ保育園の民営化については一時中断し、今年度中を目途に今後の方向性を検討としました。まだ具体的にお示しできるものはないのですが、今後検討を進めて、報告させていただければと思います。

委員

事業番号 16 の休日保育についてですが、市内では 2 ヶ所、しせい太陽の子保育園と、ののほな保育園で実施しています。ののほな保育園は小規模ですが、2 歳児まではそこで預かっていただけますが、3 歳児からはしせい太陽の子保育園の方に連れていくこととなります。京王線沿線と中央線沿線では距離があり、京王線沿線のご家庭では朝早くしせい太陽の子保育園までお弁当を持って行かせなくてはならない。近くには預かってくれるところがなくて困っているご家庭もあると聞きました。人数がそんなにはいないのかもしれないのですが、京王線沿線はどちらかというと保育園もあまりないので、そういった 3 歳児以上の休日保育のことを、市ではどのように考えているのか、お伺いします。

事務局

事業番号 16 の休日保育について、今後の充実等について貴重なご意見をいただきました。現状、保育課にそういった場所を増やしてほしいとか枠を広げてほしいとか、そういった具体的な要望が届いていないのが実情です。今後そういった利用者の方の声や、これから利用していこうとお考えの方の声を聞きながら、何ができるのかということを検討していきたいと思います。

委員

まず、事業についての質疑ではないのですが、市 P 協からぜひお願いしたい点があります。学童クラブ、放課後子ども教室ひのちちについて、小学校の PTA から、保護者への情報提供の仕方をもう少しわかりやすくしてほしいという意見がありましたので、ちょうどいい機会ですでお伝えしたいと思います。

学童に関して、4 月からいつも利用している方は利用しやすいのですが、長期休業の時のコース、特に夏休みから使いたい方で、気がついたら申し込みが終わっていたということが多そうです。6 月 20 日までに申し込みしなくてはいけないというのは確かに書いてはありますが、気付かなかった、申し込めなかったというところで、ぜひ期限の直前ぐらいに再周知していただけたらと思います。アプリでの配信がとても便利になったので、1 年生から 3 年生までの保護者だけ限定で配信していただけたら、申し込みに漏れてしまった方が少なくなるかと思っておりますので、ぜひお願いしたいです。

ひのちちに関して、コロナ禍での新たな放課後子ども教室と以前のひのちちとで制度が異なっているということで、保護者側も戸惑いがあったと思います。去年入学して今年 2 年生になった保護者の場合、以前に戻ったと言われてもそれを知らないもので、特に制度が変わるときは、全く知らない人でもわかりやすい情報発信をお願いしたいと思います。ひのちちは電子申請システムで申し込みをするのですが、その返信があまりにもわかりにくく、何か届いたよということしか書かれていません。本当に届いたのか、申し込みは終わったのか不安になっても、どこに問い合わせしていいかもわからないので学校に問い合わせをしまい、窓口を転々としてしまったりとか、連絡カードは 2 年生からは必須ではないということがわかりづらくて、カードが届かないからまだ参加できないのだと思って 4 月、5 月参加できなかった子どもがいたということも聞いています。申し込み申請のメールの返信等に、申し込みできましたとか、カードが配布されるタイミングとかが明記されていると、すごくありがたいなと思います。

次に事業番号 38 のエールについてですが、予約が取れない、初回相談の枠がなかなか取れないというのが、PTA の中ですごく話題に上がっています。相談件数が増えているので仕方がないということはずごくわかるのですが、では申し込みをしてからどのくらい待たされているのだろうか、件数的なことについても聞きたいと思います。

最後は希望なのですが、事業番号 161 の子ども条例についてですが、これこそ子どもの意見を聞かなくてはいけないところなので、現在行っていないのはしかたがないのですが、ここの評価はぜひ〇になるようお願いしたいです。

事務局

学童クラブに関して、市からの案内をもう少しわかりやすくタイムリーに発信してもらいたいのご意見をいただきましたので、まず学童クラブの入所の案内についてご説明します。市のホームページや配信メールサービスなどで周知を行い、保育園や幼稚園などの子育て関連施設などにも入所の案内を置いています。三季休業コースについても委員がお話した通り、6月20日までの申し込みとなっておりますが、定員の関係もあることから、通年コースと同様に、受付期間での申請を周知しているところです。なお、令和5年4月以降に入所の検討をされる方ももちろんいらっしゃると思いますので、今後三季休業の申し込みを含めた申請の案内を、配信メールもしくはLINE等でタイムリーに通知することによって、周知を図っていきたいと考えています。

事務局

ひのっちの情報提供についてですが、令和2年度、3年度に実施した新たな放課後子ども教室が4年度に従来のひのっちに戻る際に、利用者層が低学年の1年生から3年生が多いことから、以前のひのっちをご存知ない方が多いというのはこちらも重々承知しておりました。その上で誤解のないように努めたつもりではあるのですが、委員のご指摘のとおり、配慮が足りなかったなど反省しているところです。

電子申請についても、市の共通のシステムであり詳細な形での返信メールというのはなかなか難しいのですが、今よりは文言を増やしてもう少し分かりやすい形での返信というのは可能ですので、そこについては早速に対応します。手引きやご案内については、年明けには来年度の新入生への案内も始まりますので、もう少しわかりやすい形でホームページの案内や手引きの改訂も年内には行って、少しでも利用者の方が利用しやすく保護者の方のご負担が無いような形での事業の案内に努めていきたいと思っております。

事務局

事業番号 38、エール相談事業の件についてお答えします。まず A 評価をつけていることについては、当初目指した取り組みとして初回相談から心理相談までへの対応をスピードラーにできる仕組みを構築するということを掲げており、その1つの取り組みとして初回相談枠を作っているということで、実績の評価としては順調にやれたというこ

ろです。現状として、この初回相談枠を作ったことにより最短で1ヶ月程度までになってきたのですが、今年度は就学相談が非常に多く、昨年度250~300件ぐらいだったのに対し300件越え、400件に迫るような状況にあります。また来年度は東光寺小学校の自閉症情緒障害特別支援学級の設置もあり、また少し伸びているところで、1ヶ月半から長い方だと予定が合わなければ2ヶ月ぐらいになってしまっている状況です。引き続き、対応について考えていきたいと思っています。

事務局

事業番号161、子ども条例の推進について、子どもの意見を聞いていないということで×をつけていますが、委員のおっしゃった通り、これこそ子どもの意見をきちんと聞かなくてはいけないということは重々承知しているところです。今後取り組んでいきたいと思っています。

委員

日野市の配信メールも保護者で設定している方はもちろん多いのですが、学校に入学すると、ホーム&スクールのアプリはほぼ100%入れると思います。就学してからはアプリで配信していただくのが一番保護者に届くので、配信メールに加えてアプリの活用をぜひお願いします。

委員

事業番号29、なつひののですが、17校全てで実施というのは素晴らしい取り組みだと思いますが、参加した児童にアンケートを実施し、なつひのの感想を聞いて次年度の参考としているとありますが、これは17校全てで行いましたか。私はひのっちパートナーとしてなつひの7日間全てのシフトに入っていましたが、アンケートは来ていませんでした。

事務局

なつひの実施後のアンケートについては、令和3年度は実施したのですが、4年度はひのっちを再開し、全17校の実施というのが最大の目標になっていまして、実施までこぎつけた後にアンケートの作成まで手が回らなかったというのが、正直なところです。何らかの形で、従事いただいているパートナーの方や、参加されているお子さんのご意見など聞く機会を設けたいとは考えてはおりますので、今年度のなつひのアンケートについてはそのタイミングで実施できなかったということで、お詫び申し上げます。

委員

事業番号 38、相談事業について、医療相談を実施しているとのことですが専門の医師や看護師といった方が相談を受けているのでしょうか。知り合いの主任児童委員に相談があったケースで、お子さんが発達に問題があるのではないかとということでやっと予約を取って相談に伺い、うちの子は発達障害でしょうかと聞いたところ、そんなことは自分で調べなさいというように言われたそうです、その辺をお伺いしたいと思っております。

事務局

医療相談については、児童精神等を診ている医師の方をお願いしています。発達に不安があつてというよりは、どちらかという医療機関に繋がった方がいいのかどうか不安を抱えていらしたり、あとは就学に向けて医療機関に繋がった方がいいと親御さんが判断されて、そのために医療相談を受けて、紹介状という形で医療機関に繋ぐようにしています。医療機関への予約などは親御さんの方にやっていただいて、そのうえでエールに相談された内容や親御さんが不安に思われている点なども記載した紹介状をお渡しして、関わっていくようにしています。

委員

保護者の方はすごく不安で相談に行かれていますと思うので、その時の対応の仕方とか言葉にすごく傷つくことがあると思います。そういうところに、今後気をつけていただければと思います。

委員

今回この評価で、子どもの声を反映させる取り組みを行っていますかという項目が入ったのは、とてもいいなと素直に思いました。ただ子どもの意見というのは、先ほどお話にあったアンケートとか実行委員になるといった分かりやすい意見表明だけではなくて、実は声なき声にどう向き合うかというのが、子どもの居場所を作っている現場に立つ者として一番実感しているところです。本当に子どもの声といっても、さあ言ってくださいって言っても、全然出てこないです。本当にそのつぶやきにどう耳をすませるかという、私たち大人の側の力量がすごく問われていると思います。子どもアドボカシーという言葉が出てきたのも、子どもの意見を聞き取ることをサポートする人というのをどうやって作っていくかということが、今、私たち大人に求められているからだと思います。もちろんアンケートをとったり、実行委員に子どもを入れたり、会議に子どもが参加する機会を持つことも大変重要ですが、例えば今私の目の前にいる学校に行かない子どもたちの

声をどうやって反映させるかとか、障害を持っているお子さん達の表にでないものをどうやって取り上げていくかということも、同時に一緒に考えていきたいなと思っています。

委員

自分自身も4人子育てをしていて、エールに識字障害の疑いで相談に行かせていただいたことがあります。病院にかかり検査も受けました。多動の傾向があり、そこからくるLDかも知れない、診療の医師でもまだ判断がつかないが、訓練をするなら今がいいと言われ、日野市ならばエールがあるから、そこに相談に行ったほうがいいと医師から言われました。そこでエールに相談の電話をして状況を話したところ、エールでは継続的な教育支援を行っていないので学校に相談してくださいと言われました。そこで学校に相談したところ、まずはエールに相談してくださいと戻されるのです。これが今現実起きていることかなと思います。

全ての窓口をエールにさせていただくことは、大変素晴らしい取り組みだったと思っていますし、窓口の明確化という意味でとても良いことと思います。ただ、うまく連携がとれていない、相談窓口がパンク状態になっているという現実があるかと思っています。今後みらいの開設に大変期待を寄せている保護者も多くいるなかで、同じことが繰り返されることを懸念している親も多くいることをまずここでお伝えさせていただきたい。

それから、医師にも判断がつかない、エールに相談しても分からない、学校の先生も分からない、困るのは保護者と子どもなのです。ぜひ、こういったケースもあるということを知っていただき、今後のみらいの開設にあたり何かしらの手立てをぜひ検討いただけて、対策を取っていただけたらと思います。相談員の皆様は一生懸命やっただけのこと、尽力していただいていることを重々承知で申し上げます。足りていません。届いていません。たくさんの保護者が今困っていますので、ぜひよろしくお願いします。

事務局

初回相談と心理相談に向けてのご意見かと思っています。初回相談の方では丁寧に聞き取りをしていると私の方では認識しているのですが、ただやはり聞き取れていない部分もかなりあるのかなとも思います。やはり今はいろいろなケースがありますので、窓口で受けている者たちの聞き取りの力やいろいろな情報を仕入れる力、そういったものをしっかりしていかななくてはと痛感したところです。早速明日の朝礼では、そのあたりをしっかり申し伝えたいと思います。

会 長

それでは次第3、報告事項について事務局から説明をお願いします。一通り説明いただいた後に、ご質問やご意見ありましたらいただきたいと思っております。

事務局

報告事項1、(仮称)子ども包括支援センターの進捗について報告させていただきます。まず資料2-2ですが、こちらは市内の小中学校など児童生徒に1枚ずつ配布したチラシです。「みらいくだより第1号」としてありますが、そもそも「みらいく」とは何かというと、(仮称)子ども包括支援センターの施設の愛称になります。愛称を募集したところ、805作品の応募があり、その中から選ばれたのが「みらいく」です。チラシにこの愛称に込めた思いなども書かれていますので読んでいただき、私たちもこの名前に恥じないよう準備を進めていきたいと思っております。

続いて資料2-1をご覧ください。令和4年度東京都子ども・長寿居場所区市町村包括補助事業概要です。冒頭、会長のお話の中でも(仮称)子ども包括支援センターの取り組みについては注目されていくだろうとありましたが、東京都も注目し応援をいただいているところです。東京都として何に注目をしているかということ、資料の「背景」というところに書いてあるのですが、全国的にやはり児童虐待が増加しています。日野市も先ほど報告した通り、件数が急増しています。他にも義務教育を修了した子どもへの支援に限られており、不足しているという社会課題に対して、日野市が母子保健と子ども家庭支援センターの組織統合をし、妊娠期から18歳まで切れ目なく支援する拠点作りを立ち上げることが注目を浴びている点になります。

この施設では新たに立ち上げる子育てひろば事業や中高生の居場所事業などの展開をしていきます。子どもと保護者の悩みや困り事などを受け止めて、個別の支援に繋がっていきたくと思っています。その中の1つのイメージなのですが、子育てひろばと中高生の居場所を作っていくにあたって、保護者、中高生、実践女子大の保育園・教育を学んでいる学部、市、その他支援機関などで、検討していきたくと思っています。近々ワークショップを開催して、皆で具体的なコンセプトや導入したい子育て広場の遊具などについても意見を出し合って整理していきたく。それに基づいて事業の運営の具体的な内容や子育てひろばの内装等も考えていきたくと思っています。

中高生の居場所と子育て広場の環境整備などのスケジュールを資料に記載していますが、建物自体はもう既に工事が進んでいる状況です。繰り返しになりますが、令和4年度はワークショップを開催し、5年度にはその意見を踏まえ備品や空間の整備などを具体的に行っていきます。センターは5年度の末にオープンし、子育てひろばや中高生の居場所は6年4月以降と考えています。市では、子ども、保護者の声、大学の知見などを取り入れて、整備運営を検討、また展開を進めていきたくと思っています。

事務局

報告事項 2、令和 5 年度学童クラブ民間活力導入について説明させていただきます。資料の 3 をご覧ください。令和 5 年度 4 月から運営委託予定の、平山小学童クラブと四小あおぞら学童クラブの 2 施設の運営事業者の選定を行いました。応募状況についてですが、平山小学童クラブ、四小あおぞら学童クラブ、ともに 5 社の応募があり、それぞれ 1 位 2 位を選定しました。選定については 8 月 20 日に、公開プロポーザル方式で実施して、事業者のプレゼンテーションと、委員による質疑応答については学童クラブ保護者が見学できる方法で実施しました。選定結果ですが、平山小学童クラブがライクキッズ株式会社、四小あおぞら学童クラブは株式会社日本保育サービスが 1 位となりました。

今後の予定は、10 月から 11 月にかけて事業者本部との打ち合わせを行い、予算や職員配置、シフト表、引継ぎ等について進めていきます。令和 5 年 1 月からは事業者の学童クラブ責任者と、現在いる職員との間で引継ぎを開始します。2 月からはさらに他の常勤職員が参加します。事業者の日野市の学童クラブを知ってもらおうと同時に、子ども達にも新しい職員を覚えてもらいます。そして、令和 5 年 4 月から事業者による運営を開始します。なお、保護者には子育て課からのお知らせ、事業者からのおたよりなどで、随時、情報をお伝えしていきます。

続いて、報告事項 3、令和 5 年度学童クラブの入所手続き期間についてですが、令和 5 年度の入所手続きは 10 月 5 日から既に開始しており、10 月 31 日まで申請期間を設けています。期間中は日曜と祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受付を実施しています。入所通知の発送は、令和 5 年 2 月上旬を予定しています。

事務局

報告事項 4、令和 5 年度保育園の入園手続き期間について説明させていただきます。現在令和 5 年度の保育園の入園については、10 月 3 日から案内の配布を開始して、11 日から受付を開始したところです。申込受付は例年 10 月末から 11 月上旬頃がピークの期間のため、現状まだ 1 日、2 日経ったところで申し込みはまだそんなにはないのが現状です。

申し込み期間は 11 月 11 日まで、その後審査を実施し、年明け 1 月 24 日ごろを目途に、結果通知の方を送るということで考えています。また締め切りまでに申し込みが間に合わなかった方については、2 月 3 日まで 2 次募集を行います。こちらは 1 次で埋まらなかった枠を元に、1 次で落ちた方は自動的に 2 次の申し込みに入りますので、その方と申し込みができなかった方を加えて、もう一度審査を行うという形になります。2 次の結果については、2 月 3 日まで受付を行い、2 月 22 日ごろを目途に結果通知の方を送る予定です。詳細については、市ホームページや現在配布している保育のご案内のしおりなどを見てください。また LINE やぼけっとなびなどでも、こういったものを配布していることを周知しています。

続いて報告事項5、「欣浄寺みのり幼稚園の子ども・子育て新制度園化」について説明させていただきます。資料4をご覧ください。こちらは一般的な私立幼稚園の新制度園化についての説明資料ですが、当該欣浄寺みのり幼稚園については、令和5年度から新制度園化へ移行するための手続きを開始しています。現在市の審査を経て本委員会の報告を行い、この報告を受けた後に東京都に申請を行うという手続きとなっています。既に保護者に対しての説明会などは行っている状況です。申請内容については、事前に当局でも確認をしており、問題ないということをご報告させていただきます。

新制度園化とは何かということですが、平成27年の4月に、幼稚園と保育所で別々になっている認定の手続きや公費負担の仕組みを一本化すること、また3歳以上の保育・幼児教育無償化制度に伴い、給付制度を保障し、便宜の提供を市が追うこと、また保護者が多様な施設・事業者から良質適切な教育を選択できるよう、提供体制を確保することなどを目的に、子ども・子育て支援法の整備が行われたところです。私立幼稚園の場合には、新制度への移行を行うか、従来通りの私学助成という形での取り組みで園の運営を行うかについて、選択できるような状況となっています。市内では市立幼稚園10園のうち、3園が今新制度の方に移行している状況です。未就学児の人口が減少していく中、幼稚園でも定員割れとなるケースも出てきており、さらに減少することを見込んで、新制度への移行で運営費への給付制度を活用する園が今後増えてくることが想定されています。

今回欣浄寺みのり幼稚園が新制度園への移行を行うことによって、現在すすくプランで示している保育の量の影響については、幼稚園の定数と変わりはないので特に影響はないものと考えています。ただし新制度園化することで、施設型の給付費の申請が行われることが見込まれており、負担割合はおおよそ1/4が市の負担として増えるということがありますので、市の一般財源の充当額がおおよそ1,650万増えるのではないかなと想定しています。この負担が増えるということを経由に、新制度園化への移行を拒むということとはできないと考えていますので、認定の手続きを手伝っていきたくと考えています。

委員

報告事項1、(仮称)子ども包括支援センターの進捗に関して質問です。資料2-1に中高生の悩み相談機能や就学・進学について学べる中高生専用の居場所を新設するとあります。この修学・進学について学べるというのは、具体的にどのようなことを想定されていますか。計画によると、この後市民の方等とのワークショップを経て、いろいろ変わっていくところもあるとは思いますが、現在のところ担当部局としてどのようなことを想定されているのか、お答えいただければと思います

事務局

まさに今検討している最中ですが、中学校までの間は義務教育の中で支援の手が届くのですが、例えば高校に進学してもその後退学してしまうと、その存在すらなかなか見えなくなってくるというところがあります。考えているのは、今後の自分の選択について考える力がまだ及んでいなかったり、そういう力がないご家庭に対しての支援です。例えばですが、週に1回勉強の場であるとか、あとは就労に関しての希望やその意欲、そしてまた個別の支援機関などに繋げるなど、そうしたことが必要かなと、その対策を考えているところです。

事務局

付け加えますと、就労については、例えば看護師さんとかいろいろ職業に就いている方に話をさせていただく機会を作ることなどを考えています。要は未来に向かってイメージができるような、すごい先輩じゃなくてすごく身近な人、例えば大学生になったらどうなるんだろうとか、そういうことも話していただけるような場を作りたいと考えているところです。

委員

資料 2-1 のみらいくの資料ですが、大学生が実践女子大学に限られているように書いてあるのですが、明星大学も先生を目指している学生さんとか結構いらっしゃいますが、実践女子大学限定なのですか。

事務局

誤解を招くような書き方で申し訳ありません。実践女子大学に限っていることではありません。様々な大学さんとは連携をしていきたいのですが、今、具体的に話がいろいろと出ているのは実践女子大学さんが多いということでご理解いただければと思います。

委員

中高生の支援の中でぜひ検討いただきたいのですが、先ほど高校を退学してしまった子への支援の話がありましたが、中学・高校に入って、あ、私の家って変だったんだと気づく子が出てくる年齢でもあります。今まで小学校、中学校と義務教育の狭い世界で生きていた子たちが高校に入る、もうちょっと大きくなってきて、あれ、私が受けてきたのは実は虐待なのではと疑問を抱き始めるとか、そこからくる自傷行為に走ってしまった子

も沢山見てきています。なので、ぜひ未来に向けてはもちろんなのですが、そこに気づいた中学生・高校生、10代の子が、気軽に相談できる場所としての立ち位置をぜひ作っていただけたらと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

事務局

先ほどは補助事業に対する説明だったため言及がなかったのですが、相談支援は元々、子ども包括支援センターの根幹たる事業なので、当然その中高生支援の方に対する相談支援というのでも検討しているところです。特に中高生だと簡単に相談していいですよと言ってもなかなか来ない、結構壁があるとか、そういう話もしています。まずは私どものところに来てくれて、ここで話ができるんだということをわかってもらうかの工夫がすごく必要だなと思います。中高生も含めた何でも相談も考えていかなければならないですし、逆に委員のおっしゃった虐待かもという話が出たときには、相談室がセンターの中にできますので、相談援護の担当がきちんと相談を受けるという体制を作っていく。そこにどうやって結びつけるか、どう工夫をしていこうかというところは、ずっと議論の中心になっています。本当に貴重なご意見として、また、当然のことだなと受けとめさせていただきました。ありがとうございます。

会長

それでは次第4、その他ですが、何かございますでしょうか。

事務局

子ども家庭支援センターから本日お配りした資料3点についてご説明します。1つが令和4年度養育課程体験発表会のご案内です。今月25日にひの煉瓦ホールで行います。一応予約制になっていますので、もしおいでいただける方は事前のお電話をいただけると大変ありがたいです。養育家庭というのは、東京都の制度で、養子縁組をすることなく登録された養育家庭で社会的養護を必要とされる児童が養育を受けるというものですが、その体験談が育児をしている方だけでなく育児していない方も含めて人生の勉強になるようなすごくいいお話ですので、ぜひおいでいただければと思います。

もう1つが11月が児童虐待防止月間ということで、その啓発事業の一環として行っている児童虐待防止講演会の案内です。11月10日にひの煉瓦ホールで行います。こちらの先生は、野田市の小4の児童を父親が殺してしまった非常に痛ましい事件の検証委員の委員長を務め報告書も作られた方で、私自身、都のセンター長研修で講演を拝聴しました。事件の直後だったということもありますけど、非常に市の担当者としてはものすごく気

が引き締まったというか、これは勉強しなくてはならないと思って、職員にも研修資料を読むようにと言いました。講演会では、市民の方に向けても地域の中でどうやって虐待を防止していくかというところを説明していただけるものになりますので、ぜひお出でいただければと思います。

もう 1 つがお配りしたオレンジリボン、ご承知かと思いますが過去に非常に痛ましい虐待事件があり、虐待のない社会の実現を目指してこのオレンジリボン運動が始まりました。体罰についてですが、日野市はものすごく身体虐待が多く、特にしつけと称する体罰、それがきわめて多いと思っています。そちらについての注意喚起と、あと関係機関の方にもご承知いただきたいのは、通告義務があるということ、こちらについてご理解いただければということで、関係機関の方やもちろん市民の方にも着用していただければと思います。

委員

先ほど他の委員からもお話がありましたが、私もホーム&スクール、C4th を様々なところで活用していただきたいということを、別の場でお話させていただいたことがあります。管轄が違うというところがやはり一番大きいとそのときの話聞いて思ったのですが、小学校入学の段階で皆さんこのアプリを入れますので、できれば部署の壁を取り払って他の課でも活用できるような仕組みを作っていただきたいと思っています。

学童保育の保護者の立場でお話をしたような気がしますが、PTA は C4th を利用できるのですが、学童保育の父母会の方では利用することができず、情報が伝達しづらいと思います。様々な配信媒体があることで保護者の立場からすると管理が煩雑になるので、その辺を一本化していただき、情報が必要な人に速やかに届くような仕組みを作っていただきたいなど、この場を借りてお願いします。

事務局

今、委員からお話があった件はおそらく学童クラブの打ち合わせか連絡会のようなところでご要望があって、なかなか難しいですと私が回答したかと思います。切実な話なのだと思いますので、所管課には続けて相談し調整していきたいと思っています。

委員

PTA は自分たちで配信するメールシステムを持っているところもあれば、持っていないところもあるという状況です。アプリが出てきたときに、PTA の情報も配信してほしいという要望を各学校の PTA と校長先生とで調整させていただいた結果、現在は送っていた

だけのような状況を作れました。ですので、学童クラブとPTAがタックを組んで、学童クラブの保護者もPTAの一員なので、学童の父母会からPTA経由で情報を渡すのでよろしくと学校に言えばいいんだなと思いました。

私自身も今回の会議に参加して特に思ったのですが、市P協はよく教育委員会とお話をします。子ども・子育て会議では子ども部の方々とお話をするのですが、そこに壁があるというのは私の中にはないです。宛先は全部日野市だと思っているので、壁はないですよということですのでぜひお願いします。

先ほどの子どもたちからの声をどうやって聞いていくかというところでも、子どもは今1人1台タブレットブックを持っているので、そこから直でいろいろ書き込めるのではないかと思います。ただ、利用の仕方を制限されているのかなと思うのですが、中学生ぐらいになれば結構好きに書き込みはできると思うので、せっかくある端末をどんどん活用して、気軽に意見を言い合えるような場を作っていただければいいと思います。中学生になると個人のスマホを持つ子も多くなってきますが、やはり持っている子、持っていない子がいるので、1人1台絶対持っているものをぜひ活用していただきたいと思います。

委員

市内の幼稚園では結構多くの園バスが使用されているかと思いますが、先日大変凄惨な悲しい事故がありました。その自治体では、今後監視カメラを必ず設置するように動き始めたというようなニュースも入ってきています。事故が起きる前にぜひ未然に防げるような対策等を、市の方では検討されているのか、そういったことがありましたらぜひ教えていただけたらと思います。

事務局

私立幼稚園では10園あるうちの9園が送迎バスを持っているという状況です。また、一部保育園でも行事用にバスを持っています。いずれの園にも、まず今回事故が起こった段階で速やかに、それぞれしっかり対策をとっていただきたいということと、また公立園も含めてちょうど遠足の時期でもありましたので、バスを利用するときの確認方法を今一度チェックしていただくようにご案内をしたところです。

また、緊急の対策についてですが、昨今、補助を出すから安全措置の義務化という報道がされているかと思いますが、東京都に確認し、先行して取り組んだところにも補助が出せるかどうか、今照会をしています。そういった対応ができるようであれば、一斉に動いて修繕が混み合うということも防げると思いますので、今担当に指示をして、できる限り早期に対応できるようにしていきたいと考えています。まだ、東京都や国の方の実際補助の対象がどういうふうなものなのか具体的に示されていないので、早めに情報をとって

きながら、幼稚園の方にも対応をお願いできるよう取り組んでいきたいと考えています。

会 長

他はよろしいでしょうか。予定の時間が過ぎていますが、どのお話も非常に大事なことだと思いますので、時間が押しているということもありますが、またどこかで話ができたらと私自身思います。

それでは以上で本日の議題は全て終了いたしました。貴重なご意見もありましたので、今後の施策に生かしていただければと思います。最後に、次回の日程の確認を事務局からお願いいたします。

事務局

次回、第3回会議の日程についてご連絡します。12月21日の水曜日、本日と同じく午後6時半より開始とさせていただきます。会場も同じくこちらの505会議室を予定しています。詳細は次回開催通知にて改めてご案内をさせていただきますのでどうぞよろしくをお願いします。

会 長

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉 会)